

住民監査請求に係る監査結果報告書

平成25年3月8日

豊田市監査委員

平成25年1月10日受付、1月16日付けで受理した住民監査請求について、地方自治法第242条第4項の規定に基づき監査を行った。監査の結果は次のとおりである。

平成25年3月8日

豊田市監査委員

柿 島 喜 重

池 野 甲 志

松 井 正 衛

河 合 芳 弘

目 次

第 1 章 請求の受理	1
第 2 章 請求の内容	1
第 3 章 監査の実施	2
1 監査の対象		
2 請求人による証拠提出及び陳述		
3 関係職員に対する事情聴取		
4 関係人に対する意見聴取		
第 4 章 監査の結果	3
1 監査委員が確認した事実		
2 監査委員の判断		
3 結論		
別記 1 住民監査請求書	7
参照資料目録	10
1 関係職員疎明資料等		
2 その他参考資料		

第1章 請求の受理

平成25年1月10日受付の本件請求(別記1)は、所要の法定要件を具備しているものと認め、1月16日付けでこれを受理した。

第2章 請求の内容

監査に当たっては、請求書の記載内容及び添付書面から、請求の要旨を次のように整理した。

- (1) 豊田森林組合(以下「森林組合」という。)は、勤務実態のない、又は豊田市森林保全・林業振興対策事業補助事業(以下「補助事業」という。)の目的以外の業務に従事していた職員に賃金を支払ったが、これに関し、豊田市は森林組合に補助金を支払った。勤務実態のない職員や補助事業以外の業務に従事した職員の賃金は、補助対象外経費である。補助対象外経費への補助金の支出により市に損害が発生しており、不当に支払われた補助金の返還を求める。
- (2) 豊田市森林会館(以下「森林会館」という。)の指定管理者である森林組合が、森林会館を実質的に事務所として営業利用していることに関し、豊田市は、森林組合から賃料を徴収せずに使用させており、市に損害が発生している。適正な管理を求める。
- (3) 森林組合による森林会館の使用に係る光熱水費等を、豊田市は指定管理料として全額負担している。森林組合固有の活動に要した経費を、指定管理料として支出しており、市に損害が発生している。不当な指定管理料の支払停止を求める。
- (4) 森林会館の駐車場が、森林組合従業員の車によって占拠され、施設利用者が利用しにくい状況にある。また、豊田市は、これに関し使用料等を徴収しておらず、適正な管理をしていない。適正な管理を求める。

なお、

- (1)について、返還を求める補助金の支出年度の特定がなかったが、当該補助金の充当先として、請求人が添付した給与支払明細書の支払日が平成24年3月15日であることから、平成23年度の支出として整理した。
- (2)について、求める適正な管理の具体的な内容について補正を求めたが回答がなかったため、森林組合が自らの事務所として使用している部分の使用料を徴収することとして整理した。
- (3)について、不当な指定管理料の支払停止年度の特定がなかったが、平成24年度の支出の停止を求めたものとして整理した。
- (4)について、求める適正な管理の具体的な内容について補正を求めたが回答がなかったため、森林組合が使用している駐車場の使用料を徴収すること、及び森林組合の使用により、施設利用者の利用を妨げている状況を是正することとして整理した。

第3章 監査の実施

1 監査の対象

監査の対象は次のとおりである。

- (1) 補助対象外経費である勤務実態のない職員や補助事業以外の業務に従事した職員の賃金に対して、補助金を支出した「違法・不当な公金の支出」

< 監査の観点 >

「勤務実態のない職員の賃金」と「補助事業以外の業務に従事した職員の賃金」に対する補助金交付の有無

- (2) 森林会館の事務所を、森林組合に使用させているが、その使用料を徴収していない「違法・不当に公金の賦課・徴収を怠る事実」

< 監査の観点 >

森林会館の事務所の使用状況

森林組合の事務所としての使用がある場合、その使用に関する豊田市と森林組合との契約関係（使用根拠、契約手続、費用負担等）

- (3) 森林会館における森林組合固有の活動に要した経費を、指定管理料として支出している「違法・不当な公金の支出」

< 監査の観点 >

森林会館の事務所の使用状況

森林組合の事務所としての使用がある場合、その経費負担に関する森林組合負担分と豊田市負担（指定管理料）分との関係

- (4) 森林組合による駐車場の使用に対して、使用料を徴収していない「違法・不当に公金の賦課・徴収を怠る事実」、及びその使用が施設利用者の利用を妨げていることを放置している「違法・不当な財産の管理」

< 監査の観点 >

森林会館の駐車場の使用状況

森林組合職員駐車場としての使用がある場合、その使用に関する豊田市と森林組合との契約関係（使用根拠、契約手続、費用負担等）

森林会館の利用状況

2 請求人による陳述及び証拠提出

地方自治法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して陳述及び証拠の提出について意思を確認したが、陳述の意思はないとの回答があり、また、新たな証拠及び陳述書の提出はなかった。

3 関係職員に対する事情聴取

本請求に係る産業部職員及び森林課職員に対して、次のとおり実施した。

日時：平成25年2月7日（木） 午後4時～5時

場所：豊田市役所 監査委員審査室

4 関係人に対する意見聴取

本請求に係る森林組合に対して、調査票による意見聴取を実施し、回答を得た。

日時：平成25年2月13日（水）

第4章 監査の結果

1 監査委員が確認した事実

(1) 豊田市森林保全・林業振興対策事業（森づくり担い手育成支援事業）補助金に係る、「違法・不当な公金（補助金）の支出」について

ア 豊田市森林保全・林業振興対策事業補助金等交付要綱（以下「補助要綱」という。）によれば、補助金の目的は、森づくりの推進に要する人材を育成することにより、林業労働力を確保し、森林整備の推進を図るものであり、補助対象経費は、「森づくり団地化（注）を推進するための臨時職員の賃金（日当、雇用者負担分の社会保険料、労災保険料）」である。すなわち、当該補助金は、団地化推進業務に従事する人材を森林組合が確保、育成する場合に、賃金の8割を豊田市が補助するものである。

注：人工林の間伐を効率的、集中的に進めるために、地域の森林所有者が協力し、一定面積の人工林をまとめること。

イ 森林組合によれば、本件補助事業に係る臨時職員（以下「緑のコーディネーター」という。）の主たる業務は、森林組合や豊田市森林課（以下「森林課」という。）職員の指示に従って、森づくり団地化のための補助作業を行うことである。森林課と森林組合の間で協議された具体的な業務は、現場業務としての、森林所有者が行う境界の杭入れの補助、測量のための補助杭の杭入れ、測量、調査の補助などであり、また、森林組合事務所での業務として、測量データ等のパソコンへの入力、それを基にした測量図等の作成、団地計画策定用の森林リストの作成などである。

ウ 森林課によれば、緑のコーディネーターは、業務の実施に当たって森林課職員と行動を共にすることが多く、その際に、森林課職員が緑のコーディネーター業務の遂行状況を確認している。また、補助対象経費は、緑のコーディネーターが、主たる業務以外に従事した業務（森林組合の組織運営上求められる業務）も含めて支払われた賃金である。

エ 自宅待機中で勤務実態のない職員に対して、森林組合は賃金を支払っているが、森林課は当該賃金を補助対象としておらず、補助金を交付していない。

(2) 森林会館の事務所に係る、「違法・不当に公金（使用料）の賦課・徴収を怠る事実」について

ア 森林会館の事務所（48.60㎡）は、森林組合が豊田支所として使用している。

イ 使用に当たって豊田市は、豊田市公有財産管理規則に基づき行政財産の目的外使用を許可している。

ウ 使用料について豊田市は、豊田市行政財産目的外使用料条例に基づき、行政財産目的外使用料（以下「使用料」という。）を徴収している。

エ 使用料の徴収に当たっては、森林組合の活動が森林会館の設置目的に合致しているという理由で、豊田市行政財産目的外使用料条例第5条の規定により、減免している（土地50%、建物70%の減免）。

(3) 森林会館の事務所に係る、「違法・不当な公金（森林組合固有の活動に要した経費への指定管理料）の支出」について

ア 森林課によれば、森林会館（公の施設部分）と森林組合事務所（目的外使用許可部分）のうち、森林会館部分に関する経費を指定管理料で負担している。費用負担の考え方は、目的外使用の有無にかかわらず必要となる費用（電気・水道・ガス・電話料金の基本料金、各種法定点検費用、夜間警備費用、目的外使用を許可した事務所以外の清掃費用、消耗品等）を豊田市が、これら以外を森林組合が負担するというものである。

イ 平成23年度の森林会館全体の光熱水費（電気・水道・ガス料金）724,063円のうち、399,912円を指定管理料で豊田市が負担し、これ以外を森林組合が負担している。

(4) 森林会館の駐車場に係る、「違法・不当に公金（使用料）の賦課・徴収を怠る事実」及び「違法・不当な財産の管理（施設利用者の利用の妨げとなる状態の放置）」について

ア 森林会館には18台分の駐車場と、玄関前に10台分程度の駐車可能なスペースがある。

イ 森林組合によれば、森林会館の駐車場を利用する森林組合職員は、豊田支所の常勤職員5人のほか、季節により人数が変動する作業員がおり、閑散期で10台、繁忙期で15台程度の駐車場利用がある。行事開催時等、多数の来館者が予想される場合には、森林会館西側の加工施設敷地（目的外使用許可区域）に職員の車を移動させるなどしている。また、隣接の石野運動広場駐車場も活用している。

ウ 平成23年度の森林会館における主な利用実績

- ・緑の雇用研修生支援研修等（24回、延べ26日）14～22人/回
- ・チェーンソー等取扱特別教育（4回、延べ13日）30～40人/回
- ・とよた森林学校講座（5日）20～25人/回
- ・とよた森づくり委員会（3日）20～25人/回

エ 森林課によれば、駐車場の利用に関して使用料を徴収しない理由は、目的外使用許可により使用を許可した事務所での活動に伴う森林組合利用者、森林組合に勤務する職員、山へ入る作業員等の駐車場利用は、事務所に対する許可に包括しているためである。

2 監査委員の判断

- (1) 豊田市森林保全・林業振興対策事業（森づくり担い手育成支援事業）について、「違法・不当な公金（補助金）の支出」はなかった。

本件補助金の補助対象経費は、森づくり団地を推進するための緑のコーディネーターの賃金である。

森林組合から森林課に提出された補助金実績報告書及び添付された書類によれば、自宅待機中で勤務実態のない職員に対して、森林組合は賃金を支払っているが、森林課は当該賃金を補助対象としておらず、勤務実態のない職員の賃金に対する補助金は交付されていない。よって、違法・不当な公金（補助金）の支出はなかったものと認められる。

また、緑のコーディネーターの主たる業務以外の、仕事始め式や仕事納め式、研修、倉庫等の清掃・整理及び森林組合事業への臨時的な従事などは、組織運営上一般的に求められる業務であり、これらに対する賃金も含めて、緑のコーディネーターに支払われた賃金全体を、森林課は補助対象経費としている。このことは、補助事業の目的及び補助要綱の規定から逸脱しておらず妥当である。よって、違法・不当な公金（補助金）の支出はなかったものと判断する。

- (2) 森林会館の事務所について、「違法・不当に公金（使用料）の賦課・徴収を怠る事実」はなかった。

森林会館の事務所は、森林組合豊田支所として使用されている。同事務所の使用に当たっては、森林組合から市長に対して、豊田市公有財産管理規則に基づく行政財産目的外使用許可申請がなされ、市長は、同規則第20条第5号の規定に基づきこれを許可している。また、同許可に当たっては、豊田市行政財産目的外使用料条例第2条の規定に基づき使用料を徴収している。よって、違法・不当に公金（使用料）の徴収を怠る事実はなかったものと認められる。

- (3) 森林会館の事務所について、「違法・不当な公金（森林組合固有の活動に要した経費への指定管理料）の支出」はなかった。

森林会館部分と森林組合事務所部分の維持費のうち、森林組合による目的外使用の有無にかかわらず、森林会館の維持管理に必要な費用である電気・水道・ガス・電話料金の基本料金、各種法定点検費用、夜間警備費用、目的外使用を許可した事務所以外の清掃費用、消耗品等を森林会館の指定管理料で豊田市が負担し、これら以外を森林組合が負担している。

光熱水費について、個別メーターの設置がないため、森林会館分と森林組合分を明確に区分することは困難であり、森林組合が自らの事業の実施に伴い発生する光熱水費の従量部分等を森林組合の負担とする考え方は妥当である。よって、違法・不当な公金（指定管理料）の支出はなかったものと判断する。

- (4) 森林会館の駐車場について、「違法・不当に公金(使用料)の賦課・徴収を怠る事実」及び「違法・不当な財産の管理(施設利用者の利用の妨げとなる状態の放置)」はなかった。

森林会館の事務所における森林組合活動に伴い、必然的に職員も勤務することとなり、これに伴う駐車場が必要となる。駐車場利用は、一般利用者に支障がない範囲において、事務所の目的外使用許可に包括されており、使用料の徴収は不要とする森林課の考え方は妥当である。よって、違法・不当に公金(使用料)の賦課・徴収を怠る事実はなかったものと判断する。

森林会館の行事等による利用実績は第4章1(4)ウのとおりである。これらの行事等が実施された際には、森林会館駐車場を利用している森林組合関係者の車は、森林会館西側に隣接する加工施設敷地(目的外使用許可区域)に移動させ、また、隣接の石野運動広場駐車場も活用するなど、適切な対応が行われている。よって、違法・不当な財産の管理(施設利用者の利用の妨げとなる状態の放置)はなかったものと判断する。

3 結論

- (1) 豊田市森林保全・林業振興対策事業(森づくり担い手育成支援事業)補助金について、違法・不当な公金の支出はなく、請求には理由がないことから棄却する。
- (2) 森林会館の事務所の使用料について、違法・不当に公金の賦課・徴収を怠る事実はなく、請求には理由がないことから棄却する。
- (3) 森林会館の指定管理料について、違法・不当な公金の支出はなく、請求には理由がないことから棄却する。
- (4) 森林会館の駐車場の使用料及び管理について、違法・不当に公金の賦課・徴収を怠る事実及び違法・不当な財産の管理はなく、請求には理由がないことから棄却する。

豊田市監査委員様

住民監査請求書

地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり住民監査を
請求します。

平成 2 5 年 1 月 8 日

請求人 住 所 (省 略)
氏 名 (省 略)

豊田森林組合に関連する支出について

1 監査対象とすべき行為等

(1) 豊田森林組合に対し支払われている、豊田市森林保全・林業振興対策事業（森づくり担い手育成支援事業）において、勤務実態の無い職員や補助事業以外の職務に従事した職員に対し給与が支払われ、補助金等が補助事業以外の用途に使用され、補助金を支払った市に損害が発生している。

(2) 豊田森林組合が指定管理者に定められている豊田市施設「森林会館」において、豊田森林組合は実質事務所として営業利用しているものであり、賃料を取らず光熱費等の施設管理費も市が全額負担を行っており、市に損害が発生している。

また「施設を管理する」には不自然なほど豊田森林組合従業員の車が止めてあり、駐車場が従業員の車によって占拠され施設利用者が利用しにくい状況になっている。

2 当該行為等に係る関係機関又は職員の場合はその職及び氏名

担当課：豊田市森林課

(1)(2)ともに豊田森林組合

3 当該行為等を違法又は不当とする理由又は根拠

(1) 豊田市森林保全・林業振興対策事業補助金等交付要綱12条（交付決定の取消し又は補助金等の返還）2項には、「補助金等を補助事業以外の用途に使用した時」とあり、補助事業以外の職務に従事した職員や勤務実態のない職員に対し補助金を利用し給与が支払われており、交付の決定の取り消し又は補助金等の返還の条件を満たす。

(2) 「森林会館」は豊田森林組合が豊田支所として営業活動を行っており、同条件の立地では事務所として賃貸した場合、月額5万円～10万円程度の賃料収入が見込める。駐車場も豊田森林組合従業員に15台ほど占拠されており、1台5千円/月の契約と換算すると毎月7万5千円ほどの収入が見込める。

また光熱費等の施設管理費のほとんどは豊田森林組合が事務所として営業活動を行う際発生するものであり、指定管理料として全額市が負担すべき

ではない。(参考資料：豊田市森林会館の管理運営に関する収支計画書)
また駐車場が豊田森林組合の私物と化しており、施設利用を妨げる原因の一つとなっている。

4 当該行為等に関して講ずべき必要な措置

- (1) 不正に支払われた補助金の返還の要求
- (2) 不必要な指定管理料の支払い停止及び、適正な管理

5 添付書面

- * 豊田市個人情報保護条例に基づく要望書 1枚
- (1) 関連
 - * 元従業員の証言及び給与明細 3枚
 - 参考資料として
 - * 森づくり担い手育成支援事業計画書 1枚
 - * 森づくり担い手支援事業 予算内訳書 1枚
- (2) 関連
 - * 従業員によって占拠された森林会館駐車場の写真 1枚
 - 参考資料として
 - * 豊田市森林会館の管理運営に関する収支計画書 1枚

計8枚を添付する。

以上

参照資料目録

1 関係職員疎明資料等

番号	資料題名
1	関係職員疎明資料（産業部森林課）
2	関係者調査票（豊田森林組合）

2 その他参考資料

番号	資料題名
1	「地方自治法」
2	「豊田市行政財産目的外使用料条例」
3	「豊田市公有財産管理規則」
4	「豊田市補助金等交付規則」
5	「豊田市森林保全・林業振興対策事業補助金等交付要綱」

